

2015年(平成27年)9月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

消防職員の任免,分限,賞罰,服務その他身分に関することに係る個人情報
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知
の省略について(答申)

2015年(平成27年)8月24日付けで諮問(第761号)された消防職員
の任免,分限,賞罰,服務その他身分に関することに係る個人情報を目的外に提供
すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申
します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県幸警察署司法警察員から,平成27年7月31日付けで捜査関係事
項照会書(幸刑発第6747号)が発出され,刑事訴訟法第197条第2項に
基づく捜査のため消防総務課で管理する採用試験の情報について照会がなされ
た。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならない
ことが義務付けられている場合に該当せず,実施機関の裁量に委ねられてい
る場合に該当するため,採用試験の情報を目的外に提供することについて,藤
沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき,藤沢市個人情報保
護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 人事記録を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名，生年月日，平成25年から平成26年までの間に本市消防局が実施した消防職採用試験における受験の有無

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県幸警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県幸警察署司法警察員に問い合わせたところ，「窃盗の容疑で逮捕している者が藤沢市消防局の採用試験を受験したと供述していることから，容疑の裏付けを行うための捜査資料として必要な情報である。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，藤沢市消防本部組織等規則の規定による「消防職員の任免，分限，賞罰，服務その他身分に関する事」に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断

をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県幸警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、「窃盗の容疑で逮捕している者が藤沢市消防局の採用試験を受験したと供述していることから、容疑の裏付けを行うための捜査資料として必要な情報である。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が藤沢市消防本部組織等規則の規定による「消防職員の任免、分限、賞罰、服務その他身分に関する事」に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上